

担当課名	クリーンセンター
案件名	2号焼却炉ガス冷却室耐火物修繕
案件の概要	2号焼却炉ガス冷却室耐火物の修繕を実施する。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 3年 5月25日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	40,370,000円（うち消費税3,670,000円）
契約期間	契約を行った日～令和 4年 3月25日
随意契約とした理由	<p>本業務は、2号焼却炉ガス冷却室の耐火物の修繕を実施するものである。</p> <p>ごみの燃焼によって生じる燃焼ガスは800℃以上の温度となり、このまま高温の燃焼ガスが煙道、集じん器、誘引送風機、煙突等を通することは、各機器の機能及び構造に損傷等が生じ、機器等の耐用期間を低下させることになる。そのため、燃焼ガス冷却室では焼却ガス温度を200℃以下に低下させるために水を噴射している。ガス冷却室の内面は燃焼ガスと噴射水に晒される過酷な状態で使用しているため、冷却室内の耐火物の損傷や膨出、ばいじんの異常付着等の現象が生じ易い。今回、耐火物の損傷が確認され、早急に修繕を実施することが必要である。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その修繕には施設に精通した者による実施でなければならない。また、焼却炉の稼働を行いながら修繕を進めていく必要があるため、安全性を確保しながら修繕を進めていかなければならないことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>